

射水市監査委員告示第 2 号

財政援助団体等監査（出資団体監査、指定管理者監査）の  
結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年1月17日に実施した財政援助団体等監査（公益財団法人射水市文化振興財団）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月22日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 中 川 一 夫

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象 [所管課]

出資団体監査、指定管理者監査

公益財団法人射水市文化振興財団 [市民活躍・文化課]

## 2 監査の実施日

令和6年1月17日

## 3 監査の期間

令和5年12月28日 ~ 令和6年1月17日

## 4 監査の範囲 (令和4年度)

令和4年4月1日から令和5年3月末日までに執行された事務事業

## 5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

## 6 団体の概要

名 称	公益財団法人射水市文化振興財団
代 表 者	理事長 伊藤 光雄
所 在 地	射水市三日曾根 3-23

## 7 財政援助の状況

### 出資金

資本金額	射水市の出資額	射水市の出資割合
46,270,000 円	46,124,000 円	99.7%

### 補助金

名 称	金 額
射水市文化振興財団運営補助金	7,846,436 円
射水市指定管理者支援金	13,912,000 円

## 8 指定管理施設の概要

施設名	新湊中央文化会館
所在地	射水市三日曾根 3-23
所管課	市民活躍・文化課
基本協定締結日	令和2年1月6日
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
管理業務委託料	78,073,000円（令和4年度）

施設名	小杉文化ホール
所在地	射水市戸破 1500 番地
所管課	市民活躍・文化課
基本協定締結日	令和2年1月6日
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
管理業務委託料	75,328,000円（令和4年度）

施設名	大門総合会館及び正力・小林記念館
所在地	射水市大門 67
所管課	市民活躍・文化課
基本協定締結日	令和4年1月14日
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
管理業務委託料	30,211,000円（令和4年度）

## 9 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

### ○ 意見

- (1) 芸術文化は、心の豊かさ、心のよりどころであり、引き続き市民ニーズに沿った公演、イベントを企画し、市民にすばらしい芸術文化を発信されたい。昨今の諸経費、公演の出演料の高騰は承知しているが、協賛金の確保など事業費に対する事業収入の割合を上げるよう、営業努力に努められたい。
- (2) 施設の管理運営については、3施設とも非常に老朽化している。突発的な修繕による休館という事態にならないよう、担当課と連携を密にされ、日常的にこまめな点検を実施するなど、適切な管理運営に努められたい。

（市民活躍・文化課）